

宮城県国土利用計画(第六次)

土地利用基本計画書(変更案)骨子

(参考) 土地利用基本計画書(現行)

計画の性格: 土地利用の観点から新ビジョン推進と持続可能な地域社会の実現に貢献

県土利用の基本方針

安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用

人口減少社会と復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用の推進

- 適切な県土管理と機能的なまちづくりの実現
自然環境、美しい景観等の保全・再生・活用
安全・安心の実現
複合的な施策の推進と県土の選択的利用
多様な主体との連携

地域類型別の基本方向

【都市】 災害に強く効率的でゆとりある土地利用、経済基盤となる都市の発展支援と地域間交流による波及効果発揮。

【農山漁村】 自然と文化伝統を活かした第一次産業の持続的発展と県土管理への多様な主体参画推進。

【自然維持時域】 適正な保護と再生、データ整備、自然体験等の推進、再エネ施設との調和。

【低未利用地・その他】 移転元地の活用支援、地域の実情に応じた利用や管理、所有者不明土地の適正利用に向けた施策検討。

利用区分別の基本方向

【農地】 有効利用に主眼を置き、面積は減少を見込む。

【森林】 公益的機能に配慮し、今後は森林としての利用維持を基本とする。再エネ施設への転用では、適正利用となるよう調整。

【道路】 防災、都市機能、産業振興、環境保全に配慮し整備。

【宅地】 住宅地は緩やかな増加を見込み、適正な法規制の運用と既存宅地の有効活用を検討、工業用地は経済活性化の重要性から実需に伴う増加は容認し、個別法により適正利用を図る。

【その他・低未利用地】 人口減少に伴い一定の増加を見込むが、沿岸部の災害危険区域や放置森林、荒廃農地など様態が様々であり、地域の事情に即した適正管理の施策を検討。

地域別の概要

【県中南部地域】 中枢管理機能集積、観光資源にも恵まれた地域。土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用、良好な市街地形成、自然景観の保全、定住促進、沿岸域の安全確保完遂。

【県北西部地域】 優良農地を擁し、豊富な森林資源、観光資源に恵まれた地域。山崩れや土砂流出等山地災害の防止、定住促進、地域コミュニティの維持に配慮。土砂災害や水害対策として排水機能強化を進める。

【県北東部地域】 漁場と良港を擁し、水産資源、観光資源、優良農地、森林資源に恵まれた地域。新たに整備された交通網による中心都市活性化と地域の特性を活かした土地利用による持続可能な地域づくり、海岸保全施設整備の完遂、再構築された土地利用に即した有効活用、未利用地の管理等検討。

計画の実現に向けた措置

- 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用
自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
安全・安心を実現する県土利用
複合的な施策の推進と県土の選択的利用
多様な主体と連携した県土利用
土地利用転換の適正化
指標の活用

土地利用の基本方向: 持続可能な地域社会の実現に向けた県土管理

第1 土地利用の基本方向

- 1 県土利用の基本理念
2 県土利用の基本方向
国土利用計画(第六次)要旨に即して変更

安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用

(1)適切な県土管理と機能的なまちづくりの実現

- 需要に応じた都市機能の最適化
防災機能の強化
移住・定住の促進
農地の集約
荒廃農地の発生抑制
森林の整備・保全

(2)自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

- 生態系ネットワークの適正な維持管理
美しい景観の維持、創出
物質循環・県土保全機能の発揮

(3)安全・安心を実現する県土利用

- 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
国土・県土のリスク分散
ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策

(4)複合的な施策の推進と県土の選択的利用

- 住み続けることによる持続的な県土管理
森林環境譲与税を活用した森林整備
県内産業振興
所有者不明土地の抑制
粗放的管理の検討

(5)多様な主体との連携

- 住民、企業、NPO等が県土管理に参画する仕組みの推進

3 地域類型別の土地利用の基本方向

1, 2同様に変更

(1)都市

- 災害に強く安全で快適な居住環境の確保
都市機能の集約、土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用

(2)農山漁村

- 優良農地及び森林の確保と良好な維持管理
多面的機能の維持と環境への負荷軽減への配慮
安全性に配慮した機能向上に資する土地利用

(3)自然維持地域

- 優れた自然環境の保全・再生・管理
自然に対する理解醸成を踏まえた土地利用
気候変動対策との調和

(4)低未利用地・その他(新設)

- 都市地域・宅地における管理、活用
農山漁村地域における管理・活用
津波被災地域における管理、活用(現地再建者への適切な配慮)

4 地域別の土地利用の基本方向

記述再編

(1)県中南部地域: 沿岸部(都市・交通機能、農水・商工業機能、自然・保養機能) 内陸平野部(中枢都市・交通・住居機能、商工業・農業機能) 内陸山間部(自然・観光・保養機能、農山村・農林業機能)

(2)県北西部地域: 内陸平野部(自然と調和した農村機能、都市・交通機能) 内陸山間部(自然維持機能、観光保養・林業・山村機能)

(3)県北東部地域: 沿岸部(漁業・商工業・都市・交通機能、自然維持・保養観光機能) 内陸山間部(林業・自然・観光機能) 内陸平野部(自然と調和した農山村機能、都市・交通機能)

(4)自然公園地域 (5)自然保全地域

5 土地利用の原則

- (1)都市地域 (2)農業地域 (3)森林地域 (4)自然公園地域 (5)自然保全地域

第2 土地利用の調整に関する事項

- 1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
2 土地利用調整上留意すべき事項

五地域区分が重複する地域の調整については、森林地域と都市地域が重複する地域において、今後の人口減少や生活環境における緑地等の重要性に配慮し、できるだけ森林を維持する方針を記載することを検討

第3 公的機関の開発保全整備計画

王城寺原演習場周辺緑地整備計画 演習実施に伴い、周辺的生活環境確保のため、緩衝緑地を整備するもの(259ha)

土地利用の基本方向: 安全・安心かつ持続可能な県土管理

第1 土地利用の基本方向

- 1 県土利用の基本理念
2 県土利用の基本方向
創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に主眼を置いた土地利用

(1)創造的な復興のための土地利用

- 復興計画(ビジョン)に基づく県土利用
防災機能の強化
コミュニティの維持に配慮

(2)県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- 都市機能の集約、市街地拡大の抑制
空き地・空き家対策の推進、低未利用地の適正利用
耕作放棄地等対策、農地利用集積、土地利用転換の適正化

(3)県土利用の質的向上

- 安全で安心できる県土利用
自然との共生・循環を重視した県土利用
美しくゆとりある県土利用

(4)県土利用をめぐる新たな動きへの対応

- 頻発化、激甚化する自然災害への安全対策
移住促進。「小さな拠点」「コンパクトシティ」の形成
再生可能エネルギー等への対応

3 地域類型別の土地利用の基本方向

(1)都市

- 安全で快適な居住環境の確保
都市機能の集約、土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用

(2)農山漁村

- 優良農地と森林の確保
多面的機能の維持と環境への負荷軽減への配慮
安全性に配慮した効率的かつ機能向上に資する土地利用

(3)自然維持地域

- 無秩序な乱開発の監視強化
外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止
自然体験・学習など自然とのふれあいの場
地域指定による規制的手法と適正な配慮の元で持続可能な利用

4 地域別の土地利用の基本方向

(1)県中南部地域: 持続可能な集約市街地と中枢都市圏の形成、安全かつ効率的な土地利用、都市と自然との調和

(2)県北西部地域: 豊かな自然とともに安全に暮らす地域の形成、優良農地の確保と高度利用の推進、広域連携機能強化と快適な生活空間の整備促進

(3)県北東部地域: 災害に強いまちづくりと持続可能な集約型市街地の形成、優良農地の確保、生産基盤の整備、地域資源の活用と保全

5 土地利用の原則

- (1)都市地域: 災害危険区域等の非可住地域を市街化調整区域へ編入、公園等住宅以外の利用等適正な土地利用転換
(2)農業地域 (3)森林地域 (4)自然公園地域 (5)自然保全地域

第2 土地利用の調整に関する事項

- 1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
2 土地利用調整上留意すべき事項

- (1)復興の円滑な推進に資する土地利用
(2)災害に強いまちづくりのための土地利用
(3)大規模な土地利用転換と自然的土地利用の共存・調和
(4)郊外部における計画的な土地利用誘導

第3 公的機関の開発保全整備計画

王城寺原演習場周辺緑地整備計画